

学校保健について

保健指導部

1 保健室の利用について

- (1) 健康診断、健康相談、救急処置、傷病者の休養、保健学習等の目的のために利用できる。
- (2) 救急処置を受ける場合
 - 1) 緊急を要する場合を除いて、休み時間を利用する。
 - 2) 薬品などは無断で使用しない。
 - 3) 処置を受けた場合は、保健室利用表に記入する。
 - 4) 保健室では救急処置のみ行い、継続しての治療や家庭内で発生した事故の手当は原則として行わない。
- (3) 休養の場合
 - 1) 休養時間は1時間を原則とする。
 - 2) 休養を希望する際には、担任もしくは年次の教員に許可を得る。
 - 3) 休養後は担任に保健室連絡用紙を提出する。
 - 4) 休養していた時間は、その科目の欠課となる。

2 独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」について

- (1) 契約について
 - 1) 契約期間は毎年4月1日～3月31日までの1年間
 - 2) 契約時期は毎年4月
 - 3) 共済掛金については、一部保護者負担
- (2) 災害共済給付の対象となる災害の範囲
 - 1) 学校の管理下（授業・休み時間・清掃時間など）
 - 2) 通常の経路および方法による通学中
 - 3) 学校の教育計画に基づいて課外指導を受けているとき
 - 4) 初診から治療が終わるまでの医療費が 5,000 円未満（保険証を提示し窓口での支払いが 1,500 円未満）の場合は給付対象とならない。
- (3) 給付金請求の手続き
 - 1) 上記範囲内で負傷し医療を受けた場合は、必ず下記の通りの教諭へ連絡し、保健室で所定の用紙を受け取る。(HP 上からもダウンロード可)
 - ・ 授業中 … 教科担任と担任
 - ・ 課外部活動中 … 顧問教諭と担任
 - ・ その他 … 担任
 - 2) 保健室で「医療等の状況」の用紙を受け取り、受診医療機関に提出して必要事項を記入してもらい、保健室へ届ける。
 - 3) 治療費は、各個人で立て替えておく。
 - 4) 給付金支払い通知を受け取った者は、指示に従い給付を受ける。

3 感染症による出席停止について

(1) 学校における感染症

- 1) 第1種——エボラ出血熱、 クリミア・コンゴ出血熱、 痘そう、 南米出血熱、
ペスト、 マールブルグ病、 ラッサ熱、 急性灰白髄炎、
ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS であるもの）
鳥インフルエンザ（H5N1）
- 2) 第2種——インフルエンザ（H5N1 を除く）、 百日咳、 麻疹（はしか）、
流行性耳下腺炎（おたふく風邪）、 風しん、 水痘（水ぼうそう）、
咽頭結膜熱、 結核及び髄膜菌性髄膜炎、 新型コロナウイルス感染症
- 3) 第3種——コレラ、 細菌性赤痢、 腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、
パラチフス、 流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎 その他の感染症

(2) 上記疾患にかかった場合、学校指定の「感染症による出席停止報告書」を提出する。

出席停止の期間は以下のとおりで、学校長が指示し、欠席扱いとはならない。

- 1) 第1種——治癒するまで
- 2) 第2種——インフルエンザ（H5N1 を除く）：発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
百日咳：特有の咳が消失するまで
麻疹：解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎：発現後5日を経過し、全身状態が良好になるまで
風しん：発しんが消失するまで
水痘：すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱：主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症：発症後5日経過、かつ症状が軽快後1日経過まで
- 3) 結核及び髄膜菌性髄膜炎及び第3種——学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

4 学校医について

・内科	大岡 正志	0 2 9 - 2 7 2 - 5 7 8 1
・整形外科	小松 史	0 2 9 - 2 7 5 - 4 1 4 1
・眼科	赤津 史郎	0 2 9 - 2 7 4 - 2 6 1 0
・歯科	堀江 正徳	0 2 9 - 3 5 4 - 0 6 4 8
・薬剤師	中原 和彦	0 2 9 - 3 5 4 - 1 2 3 4